

大竹市議会大規模災害対応指針

1 対応の基本方針

議会は、二元代表制のもと、市の重要な政策、計画及び事業等を決定する権限を持つとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害が発生したときにあっては、これらの本来的な役割とは別に、市執行部と連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、大規模災害が発生したときにおける大竹市議会の対応指針を、次のとおり定める。

- (1) 大竹市災害対策本部が迅速かつ円滑な災害対応に全力で専念できるよう、必要な協力を行うこと。
- (2) 国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧及び復興の取組をバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と連携すること。

大規模災害が発生したとき

- 1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- 2 広島県に大津波警報が発表されたとき。
- 3 暴風、大雨等により、土砂災害など、市内に大きな被害が発生したとき（被害が拡大するおそれのあるときを含む。）。
- 4 コンビナート等で火災、爆発などが発生し、市内に大きな被害が発生したとき（被害が拡大するおそれのあるときを含む。）。
- 5 そのほか重大な災害が発生したとき。

2 具体的な対応

大規模災害が発生したときにおける議員及び議会の対応については、別に定める。

この指針は、平成26年11月10日から施行する。

大竹市議会大規模災害対応行動マニュアル

この行動マニュアルは、大竹市議会大規模災害対応指針（平成26年11月10日制定）に基づき、大規模災害が発生したときにおける議員及び議会の対応について定めるものとする。

1 初動期（災害が発生してからおおむね24時間が経過するまで）

（1） 議員の対応

ア 議員は、大規模災害が発生したときは、速やかに議会事務局へ安否を連絡する。

連絡方法

1 電話 0827-59-2183（議会事務局）

2 FAX

3 Eメール

4 災害伝言ダイヤル

○議会事務局の情報を聞く場合

171→2→0827-59-2183

○安否状況を録音する場合

171→1→0827-〇〇-〇〇〇〇

《自宅の電話番号(市外局番から)》

イ 議員は、災害に係る情報を収集した場合は、議長に当該情報を提供する。ただし、緊急の場合に限り、大竹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に直接提供することができる。

ウ 議員は、地域の一員として、自治会や民生委員児童委員などの関係者と協力し、市民の安否確認、避難支援等、安心安全の確保に努める。

（2） 議会の対応

ア 議長は、大規模災害が発生したときは、速やかに登庁し、議会の災害対応に関する事務を統括する。この場合において、議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長、議会運営委員長、総務文教委員長、生活環境委員長の順で登庁し、その職務を代理する。

イ 議長は、議員からの情報を収集・整理し、議会事務局を經由して、当該情報を災害対策本部に提供する。

ウ 議会事務局は、市の被害状況、災害対策本部の対応状況等の情報を速やかに議長に報告する。

エ 議長は、ウの規定による報告を踏まえ、又は自らの判断により、必要に応じて、議員への報告や関係議員の参集を求めるなどの対応を行う。

2 初動期経過後

(1) 議員の対応

ア 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

イ 議員は、地域の被害状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長に当該情報を提供する。

ウ 議員は、地域の一員として、避難所の支援など市民の安心安全の確保及び応急対応に当たり、地域における取組が円滑に行われるよう努める。

(2) 議会の対応

ア 議長は、議員からの情報を収集・整理し、議会事務局を經由して、当該情報を災害対策本部に提供する。

イ 議会事務局は、市の被害状況、災害対策本部の対応状況等の情報を速やかに議長に報告する。

ウ 議長は、収集・把握した情報を議員に提供する。

エ 議長は、必要に応じて、各派代表者会議を開催した後、議員全員協議会を開催し、今後の対応について協議する。

オ 議長は、災害の状況を踏まえ、国、県、関係公共機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会と十分な連携を図る。

カ 議長は、アからオまでに定めるもののほか、必要な対応を行う。

この行動マニュアルは、平成26年11月10日から施行する。

情報の流れについて（イメージ図）

